

風しんの第5期の予防接種についての説明書

- 【接種対象者】 大阪市民で、1962（昭和37）年4月2日～1979（昭和54）年4月1日生まれの男性のうち、
風しん抗体価が低い方
- 【接種期間】 2022年4月1日～2025年3月31日まで
- 【接種費用】 無料
- 【接種回数】 接種期間中に1回
- 【接種ワクチン】 麻しん風しん混合（MR）ワクチン
- 【接種量】 1回0.5mLを皮下に注射します。

1 風しんについて

風しんとは、風しんウイルスの感染によって起こる急性熱性発疹症です。潜伏期間は2～3週間で、主な症状として、発疹、発熱、リンパ節腫脹が認められます。症状は比較的軽く、約15～30%の人は不顕性感染で終わることが知られています。しかし、まれに血小板減少性紫斑病や脳炎を合併することがあり、軽視できない疾患です。特に、妊娠20週頃までの妊婦が感染すると、胎児も風しんウイルスに感染し、先天性心疾患、白内障、難聴などの先天性風しん症候群の児が生まれることがあります。

2 麻しん風しん混合（MR）ワクチンについて

麻しん風しん混合（MR）ワクチンは、麻しんウイルスと風しんウイルスを弱毒化して作られた生ワクチンです。接種を受けた人の95%以上に感染予防に必要な抗体ができると言われています。以前に比べると、麻しん風しんの流行が減少し、野生株との接触によるブースター効果が期待できないことから、ワクチン接種をしたにもかかわらず、感染してしまった例も多くみられていますが、重症化することはないと言われています。

3 ワクチンの副反応

主な副反応は、発熱と発疹、局所症状（疼痛、腫脹、硬結、熱感等）です。稀にみられる重い副反応としては、アナフィラキシー様症状、血小板減少性紫斑病、急性散在性脳脊髄炎、脳炎・脳症があります。

4 予防接種をうける前に

(1) 一般的注意

気にかかることやわからないことがあれば、予防接種をうける前に担当の医師に質問しましょう。予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。現在、病気などで治療中の方、今までに免疫状態の異常を指摘されたことがある方は、担当医師とよく相談し十分に納得して接種を受けましょう。

(2) 予防接種を受けることができない方

- ① 明らかに発熱している方（通常は37.5℃を超える場合）
- ② 重い急性疾患にかかっている方
- ③ このワクチンの成分によってアナフィラキシー（通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと）をおこしたことがある方
- ④ その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいといわれた方

(3) 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなければならない方

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患がある方
- ② 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発しんなどのアレルギーを疑う症状がみられた方

- ③ 過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある方
- ④ 過去に免疫状態の異常を指摘されたことがある方もしくは近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- ⑤ このワクチンに対してアレルギーをおこすおそれがある方

(4) 接種を受けた後の注意事項

- ① 接種を受けた後に、急な副反応が起こることがありますので接種後30分間はその場で様子を見るようにし、30分たってから医療機関を出るようにしましょう。
- ② 接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ③ 接種後1週間は体調に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや機嫌が悪くなったときなどは医師にご相談ください。
- ④ このワクチンの接種後、違う種類のワクチンを接種する場合には、27日間以上の間隔をあける必要があります。ただし、同時接種を希望する場合は、医師にご相談ください。
- ⑤ 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は問題ありませんが、接種部位をこすはやめましょう。
- ⑥ 接種当日は激しい運動はさけてください。その他はいつも通りの生活で結構です。

5 副反応が起こった場合

予防接種後、まれに副反応が起こることがあります。予防接種と同時に、他の病気がたまたま重なって現れることもあります。予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどく腫れたり、体調変化が現れた場合は、速やかに接種した医師（医療機関）の診察を受けてください。予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。お住まいの区の保健福祉センターにご連絡ください。国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

大阪市保健所・各区保健福祉センター

2022年3月